

平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業の JICA 等支援プロジェクト
連携資金補助事業に係る応募案件の審査支援業務（委託業務）の公募について

募集要項

（公財）地球環境センター（GEC）

募集の概要

1. 業務の目的

公益財団法人地球環境センター（以下「GEC」という。）では、環境省から平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業）の交付決定を受け、民間企業等による先進的な低炭素技術を活用した事業投資を促進し、開発途上国におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出を削減し、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を通じた我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成への貢献を目的とする補助事業を実施しています。

この補助事業では、JICA や他政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携し、JCMに関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる開発途上国においてエネルギー起源二酸化炭素排出削減を行う事業に対して、補助対象事業経費の総額の 1/2 を上限として補助を行います。

GEC は、本「JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業」について事業者からの案件募集を行っています。

応募のあった案件について、GEC は JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業に関する採択審査基準に基づき採択案件を決定します。今回の公募では、この応募案件の審査を支援する業務を行う事業者を募集します。

2. 業務概要

JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業に応募のあった案件のうち、GEC が指定する 1 件について、GEC と協議しつつ以下の項目を検討・評価する。

(1) 業務内容

1) 技術評価

- ① 補助対象範囲の確定。
- ② 対象技術の先進性、価格の妥当性（他製品との比較を含む。）
- ③ 工事費を含む全体経費の妥当性。
- ④ メンテナンス体制の評価。

2) 原燃料調達、売電等の確実性

- ① 原燃料調達計画の妥当性と実施の確実性の評価。
- ② 売電契約の進捗と今後の見通しについての評価。
- ③ ホスト国の FIT 制度の評価（制度の変遷と安定性、事業者の負担軽減策としての評価、日本の FIT 制度との比較）。

3) 事業性評価

- ① 代表事業者及びその他の SPC へ投資する企業の経営健全性の評価。
- ② 投資回収年数、IRR の計算方法の妥当性検証（計算に必要な数値の妥当性など）。
- ③ 投資回収年数、IRR の計算結果の評価（金利、カントリーリスク等を踏まえた評価。補助金あり、なしの両方）。

4) MRV

- ①CO2、GHG 削減量の計算方法の妥当性の評価。
- ②CO2、GHG 削減量の計算結果の評価（絶対量、削減量当たりの補助金額等）
- ③MRV 方法論の開発の見通しの評価
- ④モニタリング体制の評価

(2)業務対象

本業務の対象となる応募案件は1件である。但し、案件取り下げ等により応募案件が不存在となった場合は、本件契約を行わない可能性があります。

(3)業務実施期間

契約締結日から平成28年3月15日（火）を予定。但し、主たる業務は12月上旬までに終えることとする。

(4)委託費

1,000万円（税抜）とし、精算払いとする。

3. 応募資格

以下の(1)～(4)のすべての条件を満たすことのできる日本法人（登記法人）とする。

(1)次のいずれかに該当すること。

1)民間企業

2)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

3)特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(2)委業務を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。

(3)委託業務に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(4)別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 応募方法

(1) 応募書類の作成

指定の様式にしたがい、下記の応募書類を作成すること。

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| 1) 提案書（応募様式①） | 1 団体あたり 1 部 |
| 2) 提案内容（応募様式②） | } まとめて 10 部
(両面コピー、左上ホッチキス止め) |
| 3) 提案団体の概要（応募様式③） | |

4) 提案団体の参考資料（パンフレット等） 1 団体あたり 1 部

5) 電子媒体（上記1～3のみ） 1 団体あたり CD-R 1 枚に収納

<留意事項>

- 応募書類は、すべて日本語で記入すること。
- 応募様式は、GECのホームページからダウンロードし、必ず応募様式にしたがって記入すること。
- 応募書類は、記入要領にしたがい、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 応募書類の提出期限及び提出場所等

1) 応募書類の提出期限及び提出場所

提出期限： 平成27年10月30日（金）午後3時00分（必着）

提出場所： 本件窓口宛

2) 本件窓口

公益財団法人地球環境センター（GEC）

東京事務所 補助事業グループ（担当：辻、貝原）
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階
TEL：03-6801-8860 E-mail：jcm-sbsd@gec.jp

3) 応募書類の提出方法

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
- 応募書類の送付時に電子メールで本件窓口までその旨連絡すること。（電子メールの件名は「H27・JICA 等連携支援業務応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、担当者名及び連絡先を記入すること。）
- 理由の如何によらず、提出期限を過ぎての提出は認めません。
また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
※ 内容をよく確認した上で提出すること。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

(3) その他

- 応募書類等は、採択審査にのみ使用するものとする。
- 提出された書類及びCD-ROM等については返却しません。
- 不採択となった応募書類等の内容は、非公表とします。

5. 審査・採択

(1) 審査の方法

応募書類の内容に基づき、書面審査を行います。必要に応じて、電話等でのヒアリングを行います。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- 1) 業務の実施方針・実施体制
- 2) 組織の経験・能力
- 3) 業務従事者の経験・能力
- 4) JCMに関する知見
- 5) MRVに関する知見

(3) 採択結果の公表

採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成27年11月中旬を予定）。合わせて、採択された団体名をGECのウェブサイトに公表します。

なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには、一切応じられません。

6. 採択後の流れ

(1) 見積書の提出

指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、積算内訳を含む見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、GECが採択された団体と委託契約を締結し、業務開始となります。

契約期間は、契約締結日から平成28年3月15日（火）までとします。

契約内容等詳細については、契約関係書類をご参照ください。

(3) 業務の実施

2. 業務概要の (1)業務内容に示す業務を実施していただきます。

(4) 結果の報告

事業内容を取りまとめた報告書を提出していただきます。(紙媒体 12 部、CDR 1 枚)

◎添付資料

(別 紙) 暴力団排除に関する誓約事項

(参考 1) 契約書 (案)

(参考 2) 仕様書

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、官側(及び貴財団)の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び操作上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。